

外郭団体見直し方針

平 塚 市
平成 2 0 年 6 月

目次

方針策定の趣旨

見直しの対象とする外郭団体の定義

外郭団体を取り巻く諸課題

- 1 公民協働による新たな行政サービス
- 2 公益法人制度改革

市の関与のあり方

- 1 財政支援のあり方
 - (1) 補助金
 - (2) 委託料
 - (3) 各種減免制度
- 2 人的支援のあり方
 - (1) 市派遣職員
 - (2) 市退職職員
 - (3) 市長又は副市長の外郭団体代表職の兼職

見直しの視点

- 1 設立目的に沿った事業展開
- 2 自主的・自立的執行体制
- 3 効率的・効果的な事業運営
- 4 数値目標

今後の方向性に関する市の考え方

- 1 各団体の方向性に関する考え方
 - ・財団法人 平塚市開発公社
 - ・財団法人 平塚市生きがい事業団
 - ・財団法人 平塚市スポーツ振興財団
 - ・財団法人 平塚市文化財団
 - ・平塚市土地開発公社
 - ・社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会
- 2 統合による見直しを行うとした団体に関する考え方

見直しの推進にあたって

- 1 実施期間
- 2 推進体制
- 3 進行管理

方針策定の趣旨

外郭団体は、市の施策推進に際して、補完、代替又は支援する組織として、多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するために設立され、より市民に密着した、きめ細かな公的サービスを提供する主体として重要な役割を担っています。

外郭団体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、改めて時代に合った団体経営のあり方が問われているとともに、より健全で効率的な経営が求められています。

地方分権改革により、国から地方への税源や権限の移譲がさらに進展することが予測され、税に増加要因はあるものの、権限移譲による新たな財政負担や扶助費等の社会保障費、公共施設の維持管理経費等の増加が見込まれ、財政運営は一段と厳しさを増す状況となっています。

また、平成 19 年 6 月には、地方自治体の財政再建団体制度（地方財政再建促進特別措置法）が抜本的に見直され、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）」が公布されました。これにより、普通会計だけでなく公営企業や地方公社・第 3 セクター等まで対象が拡大されることとなり、市財政の健全化と歩調を合わせ、外郭団体の健全経営の確立がさらに求められることとなりました。

現在、第 5 次行政改革実施計画「ひらつか改革プラン」から引き続き、平成 20 年度を初年度とする新平塚市行政改革実施計画「ひらつか協働経営プラン 2008」でも、「外郭団体の見直し」を実施計画事業として位置づけ、推進することとしました。また、財政運営を長期に安定したものとするため、平成 18 年 8 月に「財政健全化プラン」を策定し、外郭団体に対する財政支援の見直しにも取り組んでいます。

本方針は、それぞれの外郭団体が設立目的に立ち返り、今後の外郭団体見直しの方向性を明らかにし、市と協調して市民ニーズに的確に対応できるような体制の構築を計画的に推進するため、外郭団体が自ら取り組むべき事項と市の外郭団体への関わり方について明らかにすることを目的として策定するものです。

見直しの対象とする外郭団体の定義

本方針において外郭団体とは、民法又は特別法に基づき設立された団体で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体又は市と密接な関係にあり、市が継続的に人的及び財政的支援を行っている団体で次に掲げるものとします。

区分	団体名称	設立目的	設立年	出資比率
ア	財団法人 平塚市開発公社	平塚市の健全な発展と公共福祉の増進を図るため、必要な施設の建設取得、管理、処分等を行い、平塚市の都市建設及び社会資本の充実に寄与するとともに、市勢の進展に貢献することを目的とする。	昭和38年	100%
	財団法人 平塚市生きがい事業団	高齢者の社会参加促進の一つの方策として高齢者のもつ能力を社会に役立て、働くことにより生きがいを高めることを目的とする。	昭和55年	100%
	財団法人 平塚市スポーツ振興財団	平塚市民の誰もが、生涯にわたり、自主的、主体的にスポーツ活動が楽しめるよう、市民スポーツの普及、振興を図ることを目的とする。	昭和62年	64.6%
	財団法人 平塚市文化財団	平塚市における文化の向上と振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与することを目的とする。	平成11年	100%
イ	平塚市 土地開発公社	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	昭和49年	100%
ウ	社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することにより、平塚市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。	昭和28年 (法人認可 昭和50年)	

平成20年3月31日現在

区分の説明

- ア：本市が出資している民法上の公益法人で、人的・財政的な面において、設立当初から関わりがある団体
 イ：特別法により設立され、出資の状況や人的・財政的な面において本市と関わりがある団体
 ウ：市と連携して施策を推進する団体で、人的・財政的な面において本市と関わりがある社会福祉法人

外郭団体を取り巻く諸課題

1 公民協働による新たな行政サービス

これまで、行政サービスは、主として市や出資法人等の公共的団体が担ってきました。今後はより広く、民間企業やNPO法人等も行政サービスの担い手として、公民が連携した新たな公共の構築が求められます。

地方自治法の改正によって創設された指定管理者制度は、広く民間の参入を可能にした改革の1つであり、現在、公の施設の維持管理業務を市から受託している団体は、新たな行政サービスの担い手として、指定管理者制度にも十分対応可能な体制整備が早急に求められています。

2 公益法人制度改革

公益法人制度改革関連三法が平成18年6月公布され、平成20年12月には施行が予定されています。現行公益法人は、施行から5年以内に、新たな制度による公益法人としての存続、一般社団・財団として存続又は解散かの判断を求められています。

市の関与のあり方

外郭団体の見直しに当たっては、外郭団体が自主的な取り組みを行うことを基本とします。しかし、外郭団体の経営は市と密接な関係にあり、事業実施の必要性や人的支援、財政的支援の観点から、市の団体への関わりの基本的考え方を明確に示し、外郭団体が、個々の特性に応じた自主性・自立性を発揮できるよう、団体の経営を見直していく必要があります。そのため、主として次の項目については、市が主体となって取り組みます。

1 財政支援のあり方

外郭団体に対する補助金等の財政支援については、これまでもその必要性等を検討し、適正な執行に努めてきました。今後さらに、団体の経営努力を促進し、自主性・自立性を高めるとともに、市の財政負担の軽減を図るため、公共性・公益性の観点の踏まえ、財政支援のあり方について見直します。

(1) 補助金

補助金は、委託料との区分を明確にしたうえで、対象となる事業等の公益性から補助の必要性を精査するとともに、その効果や達成度を費用対効果等の観点から評価し、見直しを図ります。

特に、平成18年8月31日に国から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」では、第三セクター等の人件費について「義務的に支払いが必要などやむを得ないものを除き、今後5年間で5パーセント以上の抑制を図る。」とされていますが、運営費補助金及び事業補助金合わせて平成22年度当初までに平成19年度との比較で10%削減を目指します。

(2) 委託料

外郭団体へ業務等を委託する場合には、経費、提供されるサービス水準、委託先としての専門性などを民間事業者と比較し、優位性・効率性等の検証を行います。また、委託業務のうち、再委託率の高いものは、当該団体に委託することの適否について検証し、委託のあり方そのものについて見直しを図ります。

(3) 各種減免制度

会場使用料等を減額又は免除する場合は、本市が定めた「使用料・手数料の算定基準」に基づき、その目的や期間を明確にするなど適正な運用を図ります。

2 人的支援のあり方

市は外郭団体の円滑な運営を図るため、市職員の役員兼務や派遣を行っています。市職員の恒常的な派遣は、団体の自立性の発揮に影響を与えることも想定されることから、必要性を十分検証し、見直します。

(1) 市派遣職員

市職員の外郭団体への派遣は、行政知識や専門的技術等を活用して団体の事業運営における効率性や公共性を確保し、市と団体の円滑な連携を図ることなどを目的として実施しています。

今後、市は外郭団体の自立的な経営を促進するため、外郭団体の事業内容、経営状況や市の施策の方向性等を総合的に考慮したうえで、平成22年度当初までに平成19年度との比較で市派遣職員の30%以上の削減を目指し、派遣職員数及び役職について見直しを図ります。

(2) 市退職職員

外郭団体における市退職職員の雇用は、一般市民との公平性の確保等も考慮し、真に豊富な行政経験等が必要とされる場合などに限られるべきものです。

今後、市退職職員の雇用は、役員の数や構成を含め、当該団体の規模、事業内容等を踏まえ、外郭団体が自ら策定する人材確保計画等に基づき対応することとします。

(3) 市長又は副市長の外郭団体代表職の兼職

外郭団体は、独立した法人であり、市長は、地方自治法に基づき50パーセント以上出資している法人に対する予算執行調査権（地方自治法第221条）及び25パーセント以上出資している法人に対する監査要求権（地方自治法第199条）を有し、監督的立場にあることから、外郭団体の代表の職を兼ねないこととします。副市長も又同様とし、現在、副市長が代表の職にある財団法人 スポーツ振興財団については、速やかに見直しの時期を決定するものとします。

見直しの視点

外郭団体には、公共性と公益性に十分配慮した上で、いかに効率的かつ効果的に事業を展開していくかということが課題になっています。このため、事業そのものやその事業を団体が実施する必要性を整理したうえで、当該団体所管課と連携し、次に示す項目を参考に、実施時期を明確にして見直すものとします。

1 設立目的に沿った事業展開

外郭団体を取り巻く環境は常に変化しており、団体の運営に当たっては、公益を目的とする事業・サービス等の提供や市民全体の利益に主眼を置きつつ、市や民間事業者等との役割分担も踏まえ、団体の存在意義を明らかにしながら設立目的に沿って事業を展開することが求められています。

【見直しのポイント】

- ・事業実施の必要性の検証
- ・市が関与すべき必要度の検証

2 自主的・自立的執行体制

外郭団体の運営は市と密接な関係にあるものの、独立した団体であることを踏まえ、効率的かつ柔軟な団体運営に基づく公益的事業の担い手として事業展開を推進するために、団体の自主的・自立的な執行体制の充実を図ることが必要です。

【見直しのポイント】

- ・多様な人材の活用
- ・団体採用職員の役職者への登用
- ・人事の独立性確保
- ・財政の自立性確保

3 効率的・効果的な事業運営

現在、公の施設の維持管理業務や事業を市から受託している団体は、「新たな公共」の視点に立ち、また、公共性・公益性・市場性などの観点も踏まえた新たな行政サービスの担い手として、民間事業者やNPO法人などとの競争にも十分対応可能な、簡素で効率的な運営体制への転換が必要です。

【見直しのポイント】

- ・ 組織の簡素化
- ・ 勤務形態の見直し
- ・ コスト削減策の実施
- ・ 質的、量的な向上を目指すサービスの提供方法検討
- ・ 事業手法の選択

4 数値目標

適切な目標管理と計画の実効性を担保するため、各団体が具体的計画を策定することとしますが、改善方策等については、可能な限り数値目標と到達期限を設定するものとします。

今後の方向性に関する市の考え方

外郭団体が自ら、設立目的に沿った経営体制の確立に向けた見直しを行うために、団体に対する関与のあり方を明確にしました。

さらに、外郭団体に「期待する役割と見直しの方向性」を次のとおりとします。

今後、各団体、所管部局及び関係部局等と連携しながら、見直しに取り組むこととします。

1 各団体の方向性に関する考え方

財団法人 平塚市開発公社

当面の課題と期待される役割

時代の変遷や社会経済情勢の変化に起因し、「必要な施設の建設、取得、管理、処分等の都市建設及び社会資本の充実に寄与する」という団体の設立趣旨と現在の業務には乖離が見受けられる。

本市の公共施設等都市基盤の適正な管理運営の重要性はますます増大するなかで、施設の特殊性等を勘案し、市場原理によらない多様な形態の管理運営主体の存在もまた重要である。

これまで培ってきた公共施設等の維持管理のノウハウや優れた事務処理能力を持った人材及び健全な財政基盤を十分活用して社会貢献することも求められている。

方向性

団体に期待される業務等に的確に対応すべく設立目的を見直すとともに、公共施設の管理業務は指定管理者制度に代表されるような民間事業者との競争が前提であることも認識しつつ、現在有している能力を十分活用できる効率的で効果的な運営体制確立のため、財団法人 平塚市スポーツ振興財団及び財団法人 平塚市文化財団との統合を目指す。

財団法人 平塚市生きがい事業団

当面の課題と期待される役割

長年培ってきた豊かな経験と能力を活かし就業を希望する高齢者に、社会参加促進の方策として就業の機会を確保・提供している。今後、団塊世代の退職の増加に

伴い、自己の能力を活用して生きがいの充実や社会参加を図るため、就業を希望する高齢者が増加することが見込まれる。これら高齢者に就業の機会を提供することは、高齢化の進展への対応や活力ある地域社会づくりの役割を果たすこととなり、引き続き、公益法人としてその目的を果たすことが求められている。

方向性

地域での期待に応えるために人材の発掘や育成に取り組むとともに、事務系の職歴を持つ会員を活用するため、新たな就業の場を開拓・拡大を図ることとする。また、行政改革が叫ばれている中、コスト意識に根ざした効率的な運営に取り組み、自主・自立の運営に転換する。

財団法人 平塚市スポーツ振興財団

当面の課題と期待される役割

市民が生涯にわたり、スポーツに親しむことができるよう、市民スポーツの普及振興を図り、市民の健康増進と明るく豊かな潤いのある市民生活に寄与するため、「各種スポーツ教室・講習会等の開催」、「スポーツ団体等への助成、援助」、「スポーツ情報の収集及び提供」等の各種事業に取り組んでいる。さらに、サッカー文化の振興によるまちづくり事業の中心的な担い手として湘南ベルマーレの応援やコーチによるサッカー教室などを実施している。

なお、当財団が行っているスポーツ振興事業の中には、民間事業者と競合する内容のものも含まれる場合がある。また、市と連携又は補完的役割を果たすための経営資源に恵まれているとはいえない状況にある。

今後も、市民スポーツの普及振興と市民の健康増進を図り、明るく豊かな潤いのある市民生活の実現のため、市と連携又は補完して公益事業を展開する担い手は必要である。

方向性

当財団の設立趣旨を踏まえた中で、将来にわたり安定して市民スポーツの普及、振興に貢献できるような体制づくりが望まれる。そうしたことから、効率的で効果的な運営体制確立のため、財団法人 平塚市開発公社及び財団法人 平塚市文化財団との統合を目指す。

財団法人 平塚市文化財団

当面の課題と期待される役割

豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与するため、舞台芸術を中心とした「市民文化の創造と育成」「市民文化の普及と振興」「芸術文化の鑑賞機会の提供」等の各種事業に取り組んでいる。さらに、囲碁によるまちおこしを目的とする囲碁文化振興事業の中心的な担い手としての評価は高い。

なお、当財団が行っている文化事業の中には、民間事業者と競合する内容のものも含まれる場合がある。また、市と連携又は補完的役割を果たすための経営資源に恵まれているとはいえない状況にある。

今後とも「幅広い芸術文化活動を普及・促進する。」「優れた芸術・文化を鑑賞する機会を充実する。」という本市基本施策実現のため、市と連携して公益事業を展開する担い手は必要である。

方向性

当財団の設立趣旨を踏まえた中で、将来にわたり安定して市民文化の向上と発展に貢献できるような体制づくりが望まれる。そうしたことから、効率的で効果的な運営体制確立のため、財団法人 平塚市開発公社及び財団法人 平塚市スポーツ振興財団との統合を目指す。

平塚市土地開発公社

当面の課題と期待される役割

人口増加や行政需要の拡大等を背景に、高度経済成長期を中心として都市基盤整備を進め、多くの施設建設に際し、公共用地・公用地の取得・管理・処分において、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与してきた。しかしながら、経済の国際化や成長の鈍化、人口減少等により、「成長・拡大の社会」から「成熟社会」への移行が進んでいることから、公共用地先行取得など、設立の意義が低下している。

平成18年には、公社経営健全化団体の指定を受け、「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を定め、経営健全化を図っている。

方向性

これまでに先行取得した公有地については財政状況を勘案しつつ計画的な償還に努める。新たな公共用地の先行取得を行う際は償還時期を定め、債務負担行為を設

定して長期にわたる公有地の保有が生じないようにする。また、土地開発公社による公共用地の先行取得の必要性が低下していることから、廃止も視野に入れた検討を進める。

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会

当面の課題と期待される役割

民間組織としての自主性と広く市民や社会福祉関係者に支えられた公共性という、2つの側面をあわせ持ち、市民の福祉ニーズに応えるため、共同募金活動、ボランティアセンターの運営、在宅福祉サービス事業者としての取り組みなど、様々な事業を展開し、多大な成果を挙げている。

少子・高齢化が一段と進むとともに、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会福祉法において、地域福祉を推進する中核として位置付けられ、社会福祉協議会の果たすべき役割はますます重要になっている。

方向性

より効率的・効果的に地域福祉を推進するために、自主的・自立的な運営体制の確立を目指して、協議会組織と事務局体制等の見直しと財政基盤の安定化に向けた経営改善策を策定し、簡素で効率的な組織運営を進める。

2 統合による見直しを行うとした団体に関する考え方

財団法人 平塚市開発公社、財団法人 平塚市スポーツ振興財団、財団法人 平塚市文化財団は、簡素で効率的な組織形態を構築し、市民に対して、より効果的なサービスを提供するため、統合を目指すこととします。

そのために、所管部局と連携し、市が進める施策に関して担うべき分野等を明確にするとともに、団体の必要性についても原点に立ち返り見直します。そのなかで、新公益法人制度に対応可能でかつ、市と連携して市民の視点に立った行政運営の一翼を担える団体の実現に向けた見直しを促進することとします。

見直しの推進に当たって

1 実施期間

平成 20 年度から平成 21 年度までの 2 か年とします。

2 推進体制

外郭団体の見直しについては、新平塚市行政改革実施計画「ひらつか協働経営プラン 2008」に掲げていることから、「平塚市行政改革推進本部」が本方針の推進に当たって、中心的役割を担うこととします。

また、個別団体の見直しについては、各団体、所管部局及び行財政改革推進課が相互に連携を密にし、機動的かつ柔軟に対応することで、より迅速に見直しが達成されるよう取り組んでいくこととします。

3 進行管理

本方針に基づく「外郭団体見直し」については、新平塚市行政改革実施計画「ひらつか協働経営プラン 2008」に基づき、別途スケジュールを明確にして進行管理を行うものとします。